

鳥取県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年10月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字智頭字山崎向河原2094-13地先から同大字字山崎1609-5地先まで	平成22年10月29日